

## 平成27年度「中型免許取得助成事業」のご案内

東ト協では、若年労働力の確保及びドライバーの育成対策として、今年度も中型免許の取得助成事業を実施することと致しました。下記の要項をご覧の上、この機会を是非ご活用ください。

### 1、 事業期間

平成27年4月20日(月) ～ 平成28年2月15日(月)

※ 期間内であっても、予算額に達した場合はその時点で終了となります。

### 2、 助成対象者

東ト協会員事業所に在籍するトラック運転者であり、

- ① 会員事業者が、平成26年10月1日以降に、当該運転者を採用していること。
- ② 当該運転者は、平成27年6月2日以降生まれで、かつ、採用時に普通免許を保有していること。
- ③ 当該運転者が平成27年4月1日以降に指定自動車教習所等を活用して中型免許を取得し、その費用の全額を当該会員事業者が負担していること。
- ④ 当該運転者が、中型免許取得後6ヵ月以上当該会員事業者等に在籍し、運転者として従事していること。

### 3、 助成額

1事業者あたり1名まで、**10万円**を上限とする。

- ※ ドライバーが個人で中型免許取得費用を支払った場合は助成不可。
- ※ 教習所等への通学費用や、自動車運転免許試験場にかかる費用等は対象外とする。
- ※ 本助成金は平成19年6月2日以降に取得した、いわゆる「新普通免許」保持者が「中型免許」を取得した場合に助成するものであり、「大型免許」取得に対しては対象になりません。

### 4、 助成金申請方法(提出書類)等

上記の事業期間内に、下記の書類を添えて**東ト協本部業務課**にて提出して下さい。(郵送可)

- ① 「中型免許の取得に係る助成金申請書(請求書)」(様式1)
- ② 指定自動車教習所等から会員事業者あての領収書(写)
- ③ 当該運転者の健康保険証(写)
- ④ 当該運転者の運転免許証(写)
- ⑤ 中型免許取得後6ヶ月以上が経過した日付の運転日報、点呼簿、運転者台帳、賃金台帳等のいずれか(写) ※ 中型免許取得後6ヶ月以上が経過していることの証明

**ご入用の方はダウンロード又は  
支部までご連絡下さい。**

#### 《問合せ先・助成金申請書(請求書)の送付先》

〒160-0004 東京都新宿区四谷3-1-8

(一社) 東京都トラック協会 運行管理部 業務課

TEL 03-3359-6257 (直通)